

付則 18 国内モトクロスの仕様

序文

全日本IB OPEN、全日本レディースクラス、地方選ナショナル（NA）、地方選ジュニアクロスは、付則17 モトクロス基本仕様に加えて「付則18国内モトクロスの仕様」も適用される。当該クラスは、参加者のコストを抑制、安全性の保持、さらに公平性を維持しながらハイレベルなレースを目指しすべての参加者が充足感を得られるレースとすることを基本理念とする。

※国際A級、地方選インターナショナルオープン、地方選ノービス（NB）、2st125クラス等の公認車両適用外のクラスは付則18国内モトクロスの仕様は適用されない。

※承認格式クラスの規則は主催者により、適用される場合がある。

1 クラス区分

格式	クラス	車両規則	ライセンス							排気量		最多 気筒数	最多変速 段数
			MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他	2ストローク	4ストローク		
[公認] 全日本	IBOPEN	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	○	×	×	×	×	-	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	1	6
	レディース	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	○	○	○	○	○	×		65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	1	6
[公認] 地方選	ナショナル (NA)	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	×	○	×	×	×	-	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	1	6
	ジュニアクロス (JX)	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	×	×	×	○	×	-	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	1	6

2 出場車両

- 2-1 この規則は、全日本国際B級、全日本レディースクラス、地方選ナショナル（NA）、地方選ジュニアクロスに適用される。
- 2-1-1 ※承認格式クラスの規則は主催者により、適用される場合がある。
- 2-1-2 車両はスポーツ専用市販車または一般市販車としMFJが公認したもの。
- 2-2 車両規則
車両は国内競技規則および付則17 モトクロス基本仕様、付則18 国内モトクロスの仕様に示されているすべての条件に適合していること。

3 互換性

- 3-1 フレーム打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一モデル内で、一切の追加工なしで単品、またはアッセンブリーで組み付け可能な部品については相互に互換が許可される。
- 3-2 下記の部品は同一メーカーかつ公認車両同士で相互に互換性があれば流用することが許可される。
- 3-2-1 ミッションアッセンブリーまたは単品
- 3-2-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品でボルト・オンで取り付けられるもの

- 3-2-3 リアサスペンションユニットおよび、リアサスペンションリンケージ部品でボルト・オンで取り付けられるもの
- 3-2-4 リアフォーク（スイングアーム・リアアーム）アッセンブリーまたは単品
- 3-2-5 キャブレター
- 3-2-6 スロットルボディ
- 3-2-7 インジェクター
- 3-2-8 燃料ポンプおよびプレッシャーレギュレーター
- 3-2-9 シリンダーコンプリート
- 3-2-10 シリンダーヘッドコンプリート
- 3-2-11 ピストンおよびピストンリング
- 3-2-12 ボルトオンタイプのサブフレーム

4 燃料

付則17 モトクロス基本仕様 **4** 燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水による。

5 マシン仕様

以下に明記されていないすべての部品は、MFJが公認した車両に取り付けられた部品からの「変更（オリジナルのパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為）」、「改造（オリジナルのパーツに対して切削、追加、研磨を行う行為）」は認められない。

部品が破損した場合の修理、ならびに当該車両メーカーの販売する公認車両と同一部品との交換は認められる。

また、互換性が認められる部品は、**3** 互換性の条項に従って変更することが許可される。

5-1 下記部品は改造、変更が許可される

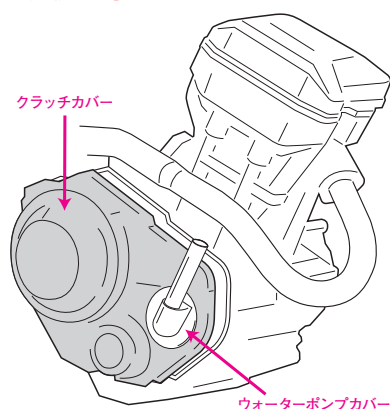
- 5-1-1 ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン
- 5-1-1-1 ホイール（リム、カラー、スポーク、ハブ含む）
ホイールの本体構造は公認車両と同一でなければならない。
- 5-1-1-2 タイヤ
- 5-1-1-3 スプロケット
ドライブ（エンジン）スプロケットおよびドリブン（リア）スプロケットの変更は許可される。ただし、取付構造は公認車両と同一でなければならない。
使用できる材質は、鉄またはアルミ合金製のものに限定される。
- 5-1-1-4 ドライブチェーン
ドライブチェーンの変更は許可される。ただし、サイズおよび材質は、公認車両に装備されたものと同じでなければならない。
- 5-1-1-5 その他詳細については付則17 モトクロス基本仕様 **3-13** ホイール、付則17 モトクロス基本仕様 **3-14** モトクロスタイヤを参照。
- 5-1-2 ブレーキ
- 5-1-2-1 ブレーキディスク
ブレーキディスクの変更は許可される（公認車両に装備されたものとの形状変更、大きさの変更も可能）。ただし、ディスクの取り付け位置および材質は公認車両と同一でなければならない。
- 5-1-2-2 油圧ブレーキライン
- 5-1-2-3 ブレーキパッド
- 5-1-2-4 ブレーキディスクカバー

- 5-1-2-5 ブレーキキャリパー
ブレーキキャリパー本体の改造および変更は認められない。
ピンスライドタイプのキャリパーブラケットに限り変更が許可される。
ただし、ブラケットの取り付け位置および材質は公認車両と同一でなければならない。
- 5-1-2-6 その他詳細については付則17.モトクロス基本仕様 **3-10** ブレーキによる。
- 5-1-3 ハンドルバー／ハンドコントロール／レバー類
- 5-1-3-1 ハンドルバー
ハンドルバーとハンドコントロール（レバー・スイッチ含む）の改造・変更は許可される。ただし、エンジンキルスイッチはハンドルグリップを握った位置で、指の届く所に設置しなければならない。
- 5-1-3-2 ハンドルグリップ
- 5-1-3-3 ケーブル（クラッチ、スロットル）
- 5-1-3-4 ブレーキレバー、クラッチブラケット、クラッチレバー
- 5-1-3-5 その他詳細については付則17.モトクロス基本仕様 **3-6** ハンドルバー・付則17.モトクロス基本仕様 **3-7** コントロールレバー・付則17.モトクロス基本仕様 **3-8** スロットルコントロールによる。
- 5-1-4 シート
- 5-1-4-1 シートの改造および変更が許可される。ただし、公認車両に改造なしで取り付けられること。
- 5-1-5 フロント・リアマッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）／ラジエーターシェラウド
- 5-1-5-1 フロント・リアマッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）／ラジエーターシェラウドの変更は許可される。ただし、基本的な外形形状は公認車両に装備されたものと同一形状でなければならない。材質の変更は許可されるが、カーボンファイバーは使用できない。
- 5-1-5-2 その他詳細については付則17.モトクロス基本仕様 **3-11** マッドガードおよびホイールプロテクションによる。
- 5-1-6 エキゾーストシステム
- 5-1-6-1 エキゾーストパイプおよびサイレンサーの変更は許可される（材質、配置の変更も可能）。ただし、各クラスの音量規制に関する必要条件をすべて満たさなければならない。
- 5-1-6-2 その他詳細については付則17.モトクロス基本仕様 **3-4** エキゾーストパイプによる。
- 5-1-7 スプロケットカバー
- 5-1-7-1 公認車両に装着されたスプロケットカバーと同等の機能（強度、保護範囲）を有するものが必ず装着されていなければならない。材質は指定されない。
- 5-1-8 ボルト、ナット類
- 5-1-8-1 ボルト、ナット、ワッシャーの変更は許可される。ただし、材質は公認車両と同一でなければならない。
- 5-1-9 フットレスト、ブレーキペダル、チェンジペダル
- 5-1-9-1 フットレスト（ブラケット含む）・ブレーキペダル・チェンジペダルの改造、変更は許可される。ただし、フットブラケットの取り付け位置は、公認車両と同一でなければならない。
- 5-1-9-2 フットレストブラケット取付強度を増すために行なう、公認車両のブラケット取付部への溶接による補強は認められる。
- 5-1-9-3 その他詳細については付則17.モトクロス基本仕様 **3-9** フットレストによる。
- 5-1-10 スパークプラグ
- 5-1-10-1 スパークプラグおよびプラグキャップ、ハイテンションコードの変更は許可される。
- 5-1-11 オイル、フルード類
- 5-1-11-1 エンジンオイル、ミッションオイル、ブレーキフルード、サスペンションオイル、グリス類はどのようなものでも使用できる。
- 5-1-12 ガスケット類
- 5-1-12-1 ガスケットの変更は許可される（材質の変更も可能）。
- 5-1-12-2 シリンダーヘッドガスケットおよびシリンダーベースガスケットの厚さ変更による、圧縮比の変更は許

- 可される。
- 5-1-13 塗装およびデカール
- 5-1-13-1 車体およびエンジンの色は自由とするが、ナンバープレート部は、付則17 モトクロス基本仕様 **3-15** ナンバープレートを守らなければならない。
- 5-1-14 チェーンガイド
- 5-1-14-1 チェーンガイドの改造、変更、追加は許可される。
- 5-1-15 フロントフォークおよびフロントフォークブラケット
- 5-1-15-1 フロントフォークのアウトチューブ、インナーチューブは公認車両の状態に維持されなくてはならない。
- 5-1-15-2 フロントフォークの内部パーツおよびフォークキャップは改造または変更することができる。
- 5-1-15-3 フロントフォークブラケット（アッパーブラケットおよびアンダーブラケットアッセンブリー）は、ハンドルバーの変更時を含め改造、変更が許可される。
- 5-1-15-4 フロントフォークインナーチューブへのコーティング加工およびアウトチューブへのアルマイト処理が許可される。
- 5-1-16 リアサスペンション
- 5-1-16-1 リアサスペンションユニットの内部パーツ、スプリングの変更または改造とカラーの追加をすることができる。フレームとリアフォークへの取り付けは車両公認時の状態に維持されなくてはならない。
- 5-1-16-2 リアサスペンションリンケージは、公認車両の状態に維持されなくてはならない。
- 5-1-16-3 リアサスペンションダンパーロッドへのコーティング加工およびリアサスペンション外套へのアルマイト処理が許可される。
- 5-1-17 ホールショットデバイス
- 5-1-17-1 ホールショットデバイスが装備されていない公認車両に、ホールショットデバイスを追加（フロントおよびリア）することが許可される。ただし、ホールショットデバイスの追加に伴う、サスペンションおよびリンク機構等の改造、変更は認められない。
- 5-1-17-2 フロントフォークカバーの改造、変更が許可される。ただし、公認車両と同じ位置に取り付けられなければならない。
- 5-1-18 フューエルコック
- 5-1-18-1 フューエルコックの変更が許可される。ただし、公認車両に装備された燃料タンクに改造なしで取り付けられなければならない。
- 5-1-19 フューエルホースおよびコネクター
- 5-1-19-1 フューエルホースおよびコネクター（クイックタイプ含む）の変更が許可される。
- 5-1-20 フューエルベントライン
- 5-1-20-1 フューエルベントラインの改造および変更が許可される。
- 5-1-21 エLEMENTおよびフィルター
- 5-1-21-1 エアフィルターELEMENT、オイルELEMENT、フューエルフィルターの変更が許可される。
- 5-1-21-2 後付けのフューエルELEMENTの追加が許可される。
- 5-1-22 樹脂製のジェネレーターカバー
- 5-1-22-1 ジェネレーターカバーの追加および変更が許可される。
- 5-1-23 キックレバー
- 5-1-23-1 キックレバーは改造または変更が許可される。ただし、公認車両と同じ位置および方法でキックシャフトに取り付けられなければならない。
- 5-1-24 クラッチ
- 5-1-24-1 BTL（バックトルクリミッター）の装備されていない車両へのBTLの追加およびBTL装備車両へのBTL機構なしクラッチの装備への変更が許可される。
- 5-1-24-2 自動遠心式クラッチへの変更も併せて認められる。
- 5-1-24-3 5-1-24-2のクラッチ機構変更を含め、下記クラッチ関係部品の改造および変更が許可される。
- 5-1-24-3-1 クラッチハウジング（アウトター）

- 5-1-24-3-2 クラッチセンター(インナー)
- 5-1-24-3-3 フリクションプレート
- 5-1-24-3-4 フリクション(クラッチ)ディスク
- 5-1-24-3-5 クラッチスプリング(ワッシャー含む)
- 5-1-24-3-6 プライマリードライブ/ドリブンギア(ただし、ギアレシオは公認車両と同等でなければならない)
- 5-1-24-3-7 プレッシュャープレート
- 5-1-24-3-8 クラッチカバー

クラッチカバーは一体式から分割式に変更することは認められる。ただしウォーターポンプカバーの材質変更は禁止とする。



- 5-1-24-3-9 クラッチ作動方式は油圧式→ケーブル式、またはケーブル式→油圧式への変更が許可される。ただし、クランクケースの改造なしで、ボルト・オンの部品変更で可能なものに限る。
- 5-1-25 ワイヤハーネスおよびスイッチ類
- 5-1-25-1 ワイヤハーネスおよびスイッチ類の改造、変更および追加が許可される。

5-2 下記部品は一部において改造、変更が許可される

- 5-2-1 フレーム・サブフレーム
- 5-2-1-1 フレーム交換の場合は、公認車両と同一部品に限定される。フレームには製造メーカーの車両識別番号(シャーシ・ナンバー)が刻印されていなければならない。
ただし、止むを得ず車両識別番号を失った場合は、付則15 モトクロス競技規則 **16** 車両検査 16-2に記載された条件を満たせば使用が許可される。
- 5-2-1-2 サイドスタンドブラケットの削除は許可される。
- 5-2-1-3 エンジンガードプレートを追加するためのフレームへの改造は許可される。
- 5-2-1-4 フレームへのガゼット追加は、修理を目的とする場合のみ許可される。
- 5-2-1-5 ボルトオンタイプのサブフレームは、同一車両メーカーで、かつ公認車両同士であれば相互流用することが許可される。
- 5-2-1-6 フレーム、サブフレームへの塗装・デカールは許可される。ただし、研磨は禁止。
- 5-2-2 エアボックス(※国際B級は付則18-1全日本国際B級の仕様参照)
- 5-2-2-1 雨天時の防水防泥対策は許可される。
- 5-2-3 キャブレター
- 5-2-3-1 キャブレターの型式および口径は公認時の状態でなければならない。
- 5-2-3-2 キャブレターのセッティングは、取り外し可能なセッティングパーツ(ジェット、ニードル、スロットルバルブ、バルブスプリング等)により、使用状況に適したセッティングに変更することが許可される。
- 5-2-4 フューエルインジェクション
- 5-2-4-1 公認車両のスロットルボディ、インジェクター、燃料ポンプおよびプレッシュャーレギュレーターは公認時の状態でなければならない。

- 5-2-4-2 ECU（エンジン・コントロール・ユニット）は、内部のプログラムおよびデータを含めたユニットの変更・交換が許可される。
- 5-2-4-3 サブコンピューターの追加が認められる。
- 5-2-5 シリンダーヘッド〈※国際B級は付則18-1 全日本国際B級の仕様参照〉
- 5-2-5-1 シリンダーヘッドに材質を追加したり機械加工で取り除いたり、改造することは禁止。
ただし、各ポートまたは燃焼室のカーボン除去程度のポリッシングは許可される。
- 5-2-6 シリンダー〈※国際B級は付則18-1 全日本国際B級の仕様参照〉
- 5-2-6-1 各ポートのバリ取りやカーボン除去程度のポリッシング（過度な表面磨きによる寸法の変更は認められない）は許可される。
- 5-2-6-2 2ストローク車のリードバルブアッセンブリーは変更することが許可される。
- 5-2-6-3 シリンダーヘッドとの合わせ面（上面）の歪み是正のための表面仕上げは許可される（歪みの目安は0.05mmを限度とする）。
- 5-2-7 ガードプレート
- 5-2-7-1 クランクケース／ギアボックス／クラッチカバー／ジェネレーターカバーを保護する目的で追加としてガードプレートを取り付けることは許可される。
- 5-2-7-2 ガードプレートを追加するためのフレームへの改造は許可される。
- 5-2-7-3 チタン材質は認められない。
- 5-2-8 ローター（マグネット）
- 5-2-8-1 ローター（マグネット）によるイナーシャの変更は許可される。
- 5-2-9 ラジエターおよびウォーターホース
- 5-2-9-1 ラジエターの改造・変更が許可される。ただし、公認車両の取り付け位置を変更または改造せずにボルト・オンで取り付けられる（ステーの追加・変更は許可される）構造であること。
- 5-2-9-2 ウォーターホースの変更が許可される。
ただし、ホースは耐熱性であること。ホースの取り付け（締め付け）方法は公認車両と同じでなければならない。

6 各部の仕上げ調整

各部の仕上げ調整とは、公認車両時の基本仕様を変更することなく各製造メーカーがマニュアルで指示している仕上げ調整をいう。

7 追加の装備

下記装置は基本的に使用することが禁止される。

- 8-1 テレメトリーは、付則17 モトクロス基本仕様 **6** テレメトリーによる。
- 8-2 その他データ収集装置

9 本規則の施行

本規則は2025年1月1日より施行する。